薬食安発 1218 第 1 号
平成 26 年 12 月 18 日

＜別記＞　代表者　殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等について

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年９月 27 日付け医政発第 0927 第６号、薬食発 0927 第１号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）により、適切な維持管理について周知徹底をお願いしているところです。

ＡＥＤについては、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、ＡＥＤが正しく作動しない可能性が指摘されています。

ついては、貴社が製造販売するＡＥＤについて、ＡＥＤの設置者・購入者に対して、ＡＥＤの保管に当たっては、氷点下とならないように保管するなど、製品の保管条件の遵守および適切な保管方法について、特に寒冷地については直ちに情報提供するようお願いいたします。

＜別記＞

旭化成ゾールメディカル株式会社

オムロンヘルスケア株式会社

株式会社ＣＵ

日本光電工業株式会社

フィジオコントロールジャパン株式会社

株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

事　　務　　連　　絡
平成 26 年 12 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

寒冷な環境下における自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等について

標記について、別添写しのとおり、各製造販売業者代表者宛てに通知したので、お知らせいたします。